

平成 23 年度
特許庁
受託事業

職務創造発明者、考案者への奨励、報酬紛争 をめぐる法律問題の研究調査レポート

JETRO

2013 年 12 月

日本貿易振興機構（JETRO）

北京事務所 知識産権部

第二部分

職務発明の奨励金、報酬についての 法律問題のまとめ

職務発明（技術成果）の認定問題

◇ 職務発明（技術成果）の認定問題⁸

奨励を得るには下記の条件を満たさねばならない：一、職務技術成果が存在する。二、技術成果を完成させた部門がすでにその成果を譲渡または転化している。三、奨励を得るのはその当該職務技術成果を完成させた本人でなければならない。このうち、第一と第二の条件は第三の条件の前提である。

職務の技術成果は下記の条件を満たさねばならない：一、技術成果の完成者が技術成果の権利者である在職従業員であること、すなわち技術成果の完成者と技術成果の権利者の間に正式のあるいは臨時の労働契約関係が存在する。二、技術成果は当該組織（つまり技術成果の権利者）の科学研究と技術開発の課題を担当するか、あるいは当該部署の職責を履行した際に完成させたものであること。このうち、第一条件は第二条件の前提である。

◇ 報酬請求権の主体の認定⁹

案件に関する特許は職務発明創造に属するか及び職員が自ら開発設計したものであるかについて、職員は挙証責任を負い、案件にかかる意匠が本人よって創作、完成されたものであることを証明する証拠を提出しなければならない。

職員は発明者または考案者が特許書類に署名しないことをもってただちにその者を発明創造の発明者または考案者ではないと認識するのは不当であり、特許書類中にその者の署名がないからこそ、その者が挙証によりその者が当該特許の考案者であることを証明する必要があると主張している。

法院は**科学技術成果鑑定証明書に記載**あるいは**案件に関する特許の証明書の記載**を根拠として報酬請求権の主体を認定できる。

単に資金や設備の提供、成果の研究への協力のみを行った協力組織は、成果の権利者とみなすべきではない。『会議メンバーの名簿』、『科学技術研究成果の報告表』、『科学技術成果の主要完成者の登記表』と『科学技術成果を完成する人員の登記表』等の関係資料の内容によって技術成果の研究開発に参加したか否か、技術成果の完成者であるか否かを判断することができる。

◇ 報酬の相続権¹⁰

職務発明の奨励報酬は法に基づいて享受するところの財産権であり、『相続法』の関連規定によると、陳前の合法的な相続人によって承継されるべきである。

◇ 会社が分立した後、報酬を支払う主体の変更¹¹

⁸判例 1

⁹判例 21

¹⁰判例 17

¹¹判例 3

会社が分立した後、特許報酬の請求権、当該特許に関する義務を負う主体は特許の考案者に対し特許報酬を支払う義務を負わなければならない。

◇ どのように職務発明の“実質的な特徴に対する創造的な貢献”の認定を確定するか¹²

「中華人民共和国特許法実施細則」第12条は「特許法にいう発明者又は考案者とは、発明創造の実質的な特徴について創造的な貢献をしたものを指す。発明創造を完成させる過程において、業務の準備を担当しただけの者、物質・技術条件の利用のために便宜を提供したり、その他補助的な業務に従事しただけの者は、発明者、考案者ではない」と規定している。

「実質的な特徴に対する創造的な貢献をする」についての判断
同規定に基づき、王守傑が従事する「項目協調」業務は、発明創造の実質的な特点に対し創造的な貢献をする業務には属さない。また王守傑が従事する「品質分析」業務もまた、案件に関わる三つの実用新案特許出願技術と関係を有さないはずである。なぜなら実用新案特許技術の開発は一般的に王守傑が主張する化学分析や研究を必要としないからである。よって同氏を案件に関する実用新案特許出願技術の発明者と認定することはできない。王守傑が従事する「品質分析」業務は案件に関わる工程すなわち発明特許出願技術の実質的な特徴に対し創造的な貢献をしたか否か、すなわち王守傑は案件に関する工程の発明者であるか否かについては、法院が研究開発過程や内容のさらなる究明を進めるとともに、案件に関する工程の研究開発に関連の化学分析や研究を行う必要があったのか否かを踏まえて決定する。

◇ 『特許法』改正が同第十六条の主体の認定に対して与える影響(2000年『特許法』改正)¹³

案件に関する特許の有効期限は2006年12月までであり、同期限までに『特許法』の改正が行われた。1992年特許法中の「特許権の所有組織または保有組織」であれ、2000年の特許法中の「特許権を付与された組織」であれ、指し示しているのはいずれも被告である。特許を実施した後に発明者、考案者に与えるべき「奨励」を「報酬」に改正することにより、科学技術のイノベーションを奨励するという立法主旨を特に変化せず、同条文の改正は被告が履行すべき法定義務に影響しない。『特許法』第十六条の義務主体は特許権を付与されるすべての組織であり、被告のいう被告は三資企業であるのでこの条文の制約を受けないという弁論は、事実及び法的根拠を欠いており、成立しえない。

◇ 特許の証明書に記載された発明者は法院が発明者を確認する唯一の根拠であるか¹⁴

原告の他に14人が当該技術に対して実質的な貢献をしており、そのいずれもが同特許技術の発明者である。原告はこの特許出願業務を担当する時、職務上の便利な条件を利用

¹²判例 23

¹³判例 2

¹⁴判例 7

し、15人の特許発明者の記載のある1頁目の表を原告を唯一の発明者とする表にすり替えた。そのため、原告は案件に関する特許の15名の発明者のうちのひとりに過ぎず、唯一な発明者ではなかった。

◇ 案件に関する特許の発明者が複数で、その中の一部の者が法院に職務発明の奨励報酬の権利を主張することができるかどうか¹⁵

『最高人民法院の〈中華人民共和國民事訴訟法〉の適用に関する若干の問題についての意見』第五十六条の規定によると、共通の財産権が他人の侵害を受け、一部の共同権利者が起訴した場合、その他の共同権利者は共同訴訟人に加えなければならない。

案件に関する特許の実施

◇ 発明、実用新案を実施するかどうかの判断

法院は実用新型が実施されたか否かを実用新案の権利要求書（権利請求の範囲）や、説明書（明細書）の図、摘要（要約）、威霸公司の製品写真のみから判断することはできない、との考えを示している。実用新案特許権の保護範囲は権利要求書の内容を基準とし、説明書と写真は権利要求（クレーム）の解釈に用いることができる。しかし威霸公司の製品という実物の証拠がない場合、威霸会社の製品において案件に関わる実用新案特許が実施されているか否かについての比較や判断を行うことができない。よって、法院は、朱瑞震が案件に関する8件の実用新型がすでに威霸公司によって実施され、さらに生産、販売に使用されたことを示す証拠を挙げることができないので、挙証不可能による不利な結果の責任を負わなければならない、との判断をしめた。¹⁶

別の案件においては、被告である北京路翔公司是案件に関する特許を実施した製品の製造、販売を自ら行っていないが、案件の部外者である如意中心と協力してL J H 1 4 0切り取りアスファルト混練機の製造、販売行為を行っており、これは案件に関する特許の実施行為に属すとみなされるべきである。なぜなら、北京路翔公司がこの方法によって案件に関する特許を実施した理由は自分が機械設備を加工製造する能力を備えていないということであるからである。この方式によって案件に関する特許を実施することで案件に関する特許製品を自己生産するために工場建設に投資することを避けることができる。¹⁷

嘉陵公司是案件に関わる特許を実施したか否か：一審法院は、被告は直接に特許製品である高能イグニッションを製造、販売していないものの、高能イグニッションの組み立てを完成させ、かつこれをオートバイに取り付けていた。特許製品の市場価値は最終的にはオートバイの市場価値を通じて実現されるものである。この行為は特許製品の製造、販売に属し、明らかに特許実施行為である。また、嘉陵公司是案件に関する特許には技術欠陥

¹⁵判例6

¹⁶判例13

¹⁷判例9

が存在したので使用後まもなくこれを大きく改良したと弁解したが、これは嘉陵会社が単に特許の実施過程において、技術的な不備によって収益面で影響を受けたことを証明しているだけであり、嘉陵会社がすでに案件に関する特許の実施を終了していることを証明するものではない。¹⁸

◇ 案件に関する意匠特許の実施の認定¹⁹

意匠特許の保護範囲は図または写真中に示された当該意匠製品を基準とする。よって案件に関わる意匠特許を実施したか否かを判断する方法は企業の製品と図または写真中に示された意匠特許製品とを比較し、それに基づいて同一であるか、または類似しているかを判断する、という方法である。

本案は特許権侵害紛争ではなく、威霸会社が特許実施に対する認定である。よって、会社のウェブサイトの製品広告のピクチャーと外観設計特許のピクチャーを比較せずに、威霸会社が外観設計特許を実施したことを確認する認定は特許法の規定に違反しない。

◇ ウェブサイト上での宣伝、製品宣伝用図録は特許実施行為であるか²⁰

会社はウェブサイト上での宣伝、製品宣伝用図録は販売の意向を示しているだけであり、特許を実施して生産、販売に使用する行為そのものには当たらないと主張した。法院は企業が自ら運営する所で製品情報を発表する行為は販売行為の一環であると認識している。

奨励と報酬の認定

◇ 奨励と報酬の関係²¹

法律の規定から見て、職務発明者の貢献を奨励するための奨励は、奨金と報酬の二種類の方法で職務発明者に与えられ、職務発明者が奨金を獲得後、企業が当該特許を実施する場合は、別に比率に沿って職務発明者に報酬を支払うべきで、**奨金と報酬は抵触しない**。

企業の支払う**年度技術進歩奨**と**特許ロイヤリティ**は、真実の意義での合理的報酬であり、被告が特許法実施細則の規定に基づいて支払う奨金でもある。²²

¹⁸判例 18

¹⁹判例 13

²⁰判例 13

²¹判例 16

²²判例 17

◇ 非国有企業及び機関は「特許法実施細則」の規定に基づいて原告に報酬を支払うべきか²³

訴訟の特許の有効期間中に、「特許法実施細則」の改訂も実施された。

1993年と2001年の実施細則を比較すると、2001年の実施細則は実施する主体が国有企業及び機関であり、中国の他の企業団体はこれを参考に実施できることをさらに明確にした。さらに、実用新案特許考案者に支払うべき報酬の比率について、「得られる利益について納税後0.5%–2%から、得られる利益について納税後2%以上に引き上げた。」2部の実施細則の条文の字義から見て、この規定は**被告を含む中国の他の企業**が、考案者に奨金報酬を支払う場合に、「参考に」**実施**できるが、参考にして実施せず、関連する奨励方法を独自に制定する権利もある。

◇ 企業が財務費用と管理費用を関連特許製品の販売利益に分担する行為はどのように認定するか？²⁴

巨額の財務費用と管理費用を関連特許製品の利益に分担する方法自体は不適切ではないが、企業が当該関連特許製品を利用して販売利益を獲得しているかに留意しなければならない。企業が当該関連特許製品を使用していない場合、当該部分の製品の関連費用に分担してもこれがゼロになることはなく、引き続き別の製品に分担することになり、損失の総額には大きな変化は発生しない。このため、当該企業の財務費用と管理費用は製品の販売総額に沿って漠然と分担するなら、生産コスト、利益の余地に関わらず平均して分担する問題を引き起こすことになり、特許職務発明者の奨励に対しても不公平である。

◇ 奨励報酬の確定：被告が独自に制定した「奨励実施弁法」に沿って原告に支払った奨金と給与の性質は？²⁵

被告の制定した「奨励実施弁法」における「技術改造」とは、職務発明創造特許を含む施設、設備、技術等の面で行ったすべての改良と革新を指すとみなせるため、被告が独自に制定した「奨励実施弁法」に沿って原告に対し実施した奨励は、すでに「特許法」の規定する義務を履行したとみなすべきである。このほか、被告は原告が訴訟特許の設計によって得べき症例を評定する際、訴訟特許を実施した後に発生する経済効率を考慮し、実際に原告に支払うべき報酬にこれを含めている。それで、被告は原告に対しさらに報酬を支払う必要はなく、原告の訴訟請求は事実と法的根拠に乏しいとして、棄却されるべきである。

◇ 企業の内部通知、文書の法的効力²⁶

企業が内部通知を配布し、職務発明の奨励と報酬に対して規定する場合、当該文書の性質は懸賞広告に属する。懸賞広告は、広告者が広告の形式で懸賞広告の規定する特定の行為を完成するいかなる人に対しても、広告が公約する報酬を支払う意思を表示する行為である。このため、職員が当該懸賞広告の対象である限り、当該文書はこれに対して法的効力を有する。

²³判例 2

²⁴判例 22

²⁵判例 2

²⁶判例 10

◇ 職務発明創造の発明者または考案者の奨励と報酬の範囲²⁷

××市の財政予算割当金と国家、省の特許特別補助資金は、「中華人民共和国特許法実施細則」第六章の職務発明創造の発明者または考案者に対する奨励と報酬の規定範囲には属さない。

◇ 奨励と報酬の確定²⁸

「中華人民共和国特許法実施細則」第七十五条は、「特許権を付与された国有企業単位は特許権の存続期間内に、発明創造の特許を実施した後、毎年当該発明又は実用新案特許の実施により得られる利益について納税後2%以上を、又は当該意匠の実施により得られる利益について納税後0.2%以上を、報酬として発明者又は考案者に支払わなければならない。又は上述の比率を参考にして、発明者又は考案者に一回のみの報酬を支給することができる」との規定、及び第七十七条の「上述の奨励と報酬に関する規定は、中国の他の企業団体はこれを参照して実施することができる」との規定に基づき、法院は意匠特許の考案者に対する報酬を上述の規定の比率を参照して計算することになる。

◇ 販売利益が確定できない場合の奨励と報酬額の計算²⁹

企業が税務部門に所得税を納付しておらず販売利益を確定できないため、法院はその他の年度の販売状況を参照し、合理的な費用を控除した後で原告が獲得すべき報酬を定めた。

◇ 事件に係わる特許考案者への奨励と報酬の計算³⁰

訴訟の過程において、原告と被告の双方は関連特許の採用による消費エネルギーの削減について、発生する経済効果増加値の一定の比率によって特許報酬を確定する方法に異議を示していない。しかし、論争の焦点となっているのは、関連特許の消費エネルギーの採用についてである。関連特許技術には、消費エネルギーを削減する積極的な効果がある以外に、作業時間を短縮でき、鉄鋼の流出を根絶できるが、被告は直ちに特許技術考案者に特許報酬を支払わなかったため、法院は「中華人民共和国特許法実施細則」の規定する特許支払い報酬の最高比率に基づき、2%を各特許考案者に支払う特許報酬とした。

法院は被告企業の内部が制定した手当分配方案に基づいて、推算方式で計算した発明特許の奨励基準を採用することができる。

法院は「実施細則」（1992年改訂）第七十三条の規定の「発明創造特許の所有事業者がその他の企業または個人にその特許の実施を許可する場合、徴収する使用料から納税後5%－10%を褒賞として発明者または考案者に支払わなければならない」との上限を参照して処理することができる。

²⁷判例 4

²⁸判例 13

²⁹判例 22

³⁰判例 3/6/8/9/15/19

給付する奨励金の具体的な金額の確定：関連特許に対する原告の貢献度、関連特許の経済価値などの要素を考慮し、公平な原則及び科学技術の進歩に有利であるとの原則に基づき、企業が原告に支払うべき奨励金の具体的な金額を確定する。

特許の譲渡後については、譲受者は特許権者の雇用主に対してのみ一部の譲渡額を支払う。どのように計算するか。

実際に徴収した譲渡額が協定約定の譲渡額に占める比率を参照して関連特許被告が徴収する譲渡額を計算することができる。(本案件では、実際に徴収した譲渡額240万元が、協定約定の譲渡額300万元の80%を占めているため、関連特許被告サムスンが徴収した譲渡額は協定譲渡額62万元の80%に相当する49万6000元で、「中華人民共和国特許法実施細則」(1992年改訂)第七十三条が規定する10%の比率を参照し、被告サムスンは原告に報酬として49万6000元を支払わなければならない。)

奨励または報酬の認定は、企業が利用した当該設備に収益があることを前提としなければならない。企業が元値で関連特許製品を販売し、まだいかなる収益も得ていない場合、企業の締結した売買契約を基礎として企業にその奨励または報酬を支払うよう要求する原告の主張について、法院はこれを支持するべきではない。

奨励または報酬の認定は、関連特許を利用した納税後利益のロイヤリティに基づき奨励報酬を確定しなければならない。納税後利益の確定に関する問題：

法院は、納税後利益の証拠提示責任は企業が負うべきで、証拠提示をしない企業は証拠を提示できないことによる不利な結果を負わなければならないとみなす。原告は関連特許7件の意匠特許の共同考案者であるため、各考案者の内部に特別協定があったことを示す証拠がない状況下で、取得すべき報酬は報酬総額を共同考案者の人数で割った平均の計算によって算出しなければならない。このほか、企業が支払うべき期限を起訴より2年前からとする原告の主張は、「中華人民共和国民法通則」第百三十五条の訴訟時効に関する規定に合致しており、法院はこれを支持する。

奨励または報酬の認定：「科学技術成果転化促進法」の規定に基づき、奨励金額を捻出する対象は技術譲渡から得た純収入で、技術譲渡純収入とは譲渡者が技術譲渡契約に基づいて取得した技術譲渡収入から試験、交通、労務、書類作成などに支払った支出を控除した後の残りの純技術所得を指さなければならない。

二審裁判は、一審裁判が600万元の賠償金全額を科学技術成果の譲渡費としたのは不当で、これを是正しなければならないとみなした。この600万元の賠償額は、四川大学の名称に対する権利侵害に対する賠償、小麦技術品種の権利侵害に対する賠償、禾嘉股フェンがすでにこの小麦技術への投入を実施していることに基づく三つの部分から構成されるからである。このため、当法院は当該小麦技術の科学技術含有量と、四川大学のブランド効果及びその訴訟コスト等の要素を総合的に考慮し、「小麦譲渡」による所得は600万元の40%を占め、科学技術成果譲渡費を240万元とし、「成果転化促進法」が規定する比率に基づいて、王成俊への奨励を確定した。

報酬の計算方式

基数の計算に関する問題では、「技術譲渡協定」の関連条項をふまえ、評定結果の確定した比率を補充し、関連特許の技術貢献率によって技術の許諾使用料における特許関連費用を確定しなければならない。

比率の問題に関しては、「特許法実施細則」が最低比率を10%と規定しているが、一審裁判では原告が本案件を起訴してからまもなく、デンソーは特許再審委員会に訴訟の特許は無効であると宣言しており、且つ被告の伊維公司は無効宣告と審査請求を受け取ってから3カ月以内に有効的な特許権の救済措置を採っていないという消極的な行為から見て、無効宣告の事実の発生には明らかに原因があり、訴訟特許が特許権期限満了前に継続して普及応用されていたことによる経済効果に基づき、原告が報酬を主張する権利を行使できなくなる結果を直接招いたことに注目し、これらの要素を考慮して比率を30%まで引き上げることが適切だとみなした。

◇ 特許技術が特許製品に占める比率を考慮すべきかに関する問題³¹

法院は関連特許権利要求書と企業が生産した特許製品を照らし合わせた結果、特許製品は権利要求書の全技術特徴を完全に再現しており、特許製品の各部品と連結方式は権利要求書の関連部分と構造に対応していた。ゆえに特許技術が特許製品における比率を計算するという企業の要求は成立しない。

◇ 発明者、考案者の職務設計の過程における貢献度を考慮すべきかに関する問題³²

一審裁判は、企業が提起する関連技術資料に関わる特許申請後の会議記録、技術検査記録等に基づき、原告は参与していない、または検査所で署名、捺印しただけで、唐開平が当該特許設計の過程において行なった具体的な業務と業績を直接評価することはできない、考案者の序列が後ろだからといって必然的にその貢献が少ないことを示すわけではない、また、原告の企業での職位の高さは、原告が特許設計の過程における実際の業務状況を表明するのに十分でないとみなした。

◇ 予測される利益に対する分配を企業に要求できるか³³

報酬は特許権の有効期間内に当該特許の実施により取得した毎年の納税後利益に基づき計算するが、特許権の不安定性を考えると、関連特許が2019年12月2日まで継続して有効な法的状態にあるかを確定することはできない。このため、原告の当該主張に対し、被告が同意しない状況下ではこれを支持するのは望ましくない。

特許法及びその実施細則の規定に基づき、発明者または考案者の報酬としての特許使用料の分配とは、**対応する特許の実施に対してすでに実現した利益の分配**で、期待される利益の分配は含まれない。

³¹判例 17

³²判例 18

³³判例 16

◇ 特許失効後に奨励と報酬を要求できるか³⁴

法律は発明者に一回のみの報酬を支払えると規定しているが、関連特許はすでに終了しており、当該特許権の技術は公有の分野に入っている。法律の規定に基づき、**特許権の有効期限内は特許の実施による報酬を受け取れるが、特許権が失効した後は、関連特許の使用に関わらず、発明者が報酬を取得する権利を有することはない。**

◇ 関連特許の放棄は、原告の奨励と報酬に影響するか³⁵

被告が訴訟の過程で**関連特許を放棄**した行為は、原告が取得すべき法定報酬には**影響しない。**

重慶長江塗装機械廠が特許権を放棄した行為が主観上の悪意に当たるか、この放棄行為は無効とされるべきか関し、法院は、特許権は社会に対する一種の民事的権利であり、権利者は法律の禁止規定に違反しない限り、自己の意向に沿って当該権利を処理できるとみなした。職務発明者が自己の権利を処理する際、発明者の利益に関わるとしても、両社の権利は対等ではなく、発明者の権利の実現は特許権者の特許権に対する処理方式にかかっており、強い依頼性を有している。

◇ 法院が奨励と報酬の比率の引き上げを認める際の考慮要素³⁶

特許のロイヤリティ比率に関し、一審判決がこれを6%と確定したことは法律の規定に違反していないが、二審裁判は当該比率に対して若干高く調整を加えた。本法院はこの問題について以下の要素を考慮した。(1) 文書化された弁法または制度による特許実施の報酬の規範がない。(2) 1993年に施行された旧「特許法実施細則」は、実用新案特許の実施報酬を特許実施により得られた利益の納税後0.5%—2%と規定し、2001年7月1日に施行された新「特許法実施細則」はこの比率を2%以上に改正した。重慶市人民政府が2001年に制定した「重慶市の実施する西武大開発の若干の政策措置」は、職務成果の実施により得られる純利益の納税後10%以上を成果発明者の奨励に用いることができると規定している。上述の法律の変更と奨励政策の制定は、国家が特許発明者に対する保護を拡大し、科学技術者の積極性を十分に引き出して発明創造を促進することを奨励する姿勢を反映している。(3) 発明者が顕著に貢献するなら、当該特許製品も企業に優れた経済・社会効果を創造したことになる。(4) 企業が特許期間の満了する前に特許権を放棄するなら、原告が本来取得できる報酬を取得できない状況を招くことになる。上述の理由を基に、本法院は特許のロイヤリティ比率を10%とするのがさらに適切であるとみなした。

◇ 関連特許の利益率の確定が難しい場合、奨励と報酬はどのように確定するか³⁷

まず、特許の実施によって得られる利益は車両全体の利益に体现されるべきだが、異なるオートバイの**価格差**により特許が車両にもたらす利益を確定するのは、事実の証拠に欠けている。異なるオートバイの価格差は多くの要素の総合的影響の制約を受けているか

³⁴判例 17

³⁵判例 17

³⁶判例 17

³⁷判例 18

らで、このため唐開平の特許のオートバイに関する利益評価計算は支持できない。関連特許のオートバイ及び特許のイグニッションシステムの利益は監査評価を通しては確定できないため、当該特許のイグニッションシステムが市場汎用製品ではないものの、その実現した機能はイグニッションキーであることを考慮し、イグニッションシステム自体の利益率を基礎とし、その技術の先進性及び車両価値の向上を参考として職務特許の報酬を確定した。

次に、嘉陵公司与吉利、力華公司の製品の売買契約及び価格協定等は、高出力イグニッションシステムに用いる磁石発電機、イグニッションキーの部品等の合計額は100元に満たず、イグニッションキーの業界平均利益率は3%—5%程度であることを証明している。高出力イグニッションシステムの利益率は、これを基礎としてその技術の先進性及び車両価値の向上を参考として確定するべきである。支払うべき報酬の比率に関し、特許法実施細則は実用新案特許の実施により得られる利益について納税後2%以上を職務考案者に支払うよう規定しており、唐開平が6%で計算しこのうち半分を要求していることは明らかに不当とはみなせず、支持されるべきである。一審裁判は上述の明らかにされた状況を根拠とし、「価格×利益率×数量×報酬比率」の公式で評価計算を実施し、被告嘉陵公司在唐開平に支払うべき報酬を2万元と総合的に確定した。

二審裁判が追加した意見：

嘉陵公司是唐開平に対して報酬を支払うべきか

本法院は、嘉陵公司在関連オートバイの生産販売による納税後利益がマイナスであると主張する場合、明確な証拠を提供してこれを証明するべきだが、実際に提供した証拠は当該主張を証明するには足りず、一審裁判が関連特許のオートバイの納税後利益がマイナスであることを確認しなかったことには不適切な点はなく、これを支持するべきと考える。

証拠、時効についての問題

◇ 証拠についての問題³⁸

証拠は原資料を提供しなければならない。さもなくば、認められない。

副本資料は証拠たりうるか: 副本資料は単独で事案の事実を認定する根拠とすることができない。その他の証拠や証左を有る場合は、判決時に証拠とすることができる。

◇ 雇い主は報酬を支払い済みであると主張した場合、どちらが举证責任を負うのか³⁹

举证責任は雇い主側にある。

³⁸判例 1/23

³⁹判例 8

◇ 時効問題⁴⁰

挙証責任

「主張したものが挙証する」という原則に従い、被告は原告の期限を過ぎていることを挙証、証明しなければならない。

時効中断の判断

知識産権局、政府などの関連機関に対して状況をフィードバックし、またこれらの機関に対し、被告が奨励の問題を実行するように督促・監督するように請求しており、訴訟時効を中断したと見なすべきである。

知っていたか否かについての判断：従業員の職務や業務の性質に基づいて、報酬を主張する権利について知っていたか否かを判断する。例えば、従業員が内部規定の制定に参加していれば、これについて知っているはずであると判断できる。

◇ 事案が複数の特許に関連する場合、一つの事案として処理することができるか⁴¹

法律、行政法規及び司法解釈では、特許権に関する紛争は特許権の数に応じて審理と提訴を行わなければならない、と規定していない。実際の裁判においても、法院は特許権の実際状況にもとづいて審理と提訴を確定しており、原告と被告の間で複数の特許権から発生する職務発明創造考案者への報酬を一括で審理することは当事者に便宜を供するだけでなく、その訴訟権を損なうものではない。

◇ 従業員が企業のために証言する際の説明力の問題⁴²

従業員は企業と直接的な利害関係を有し、しかも証人として出廷しておらず、またその他の証拠もない。よって法院はこの証拠を採用しない。

◇ 訴訟費用の負担が合理的であるかについての問題⁴³

法律の規定では、訴訟費用は敗訴側が負担とすることになっている。具体的な金額は法院が事案の状況に基づいて確定する。法院は主要な過失責任を有する一方が大部分の訴訟費用を負担するよう判決を下すことができる。

◇ 挙証期限を過ぎているか否かの認定⁴⁴

過ぎているか否かを判断する際に、法院は証拠目録上に記された受領日の日付が挙証期限内か否かを根拠とする事ができる。

⁴⁰判例 6/7/15/20

⁴¹判例 13

⁴²判例 13

⁴³判例 16

⁴⁴判例 21

◇ 訴訟失効の損害賠償額⁴⁵

『最高人民法院の特許紛争案件審理についての法律問題に関する若干の規定』第二十三条は、権利者が 2 年を超えて提訴している場合で、権利侵害行為が提訴する時点でも依然として継続しているとき、権利侵害に対する損害賠償の金額は、権利者が人民法院に提訴した日から 2 年前までを推算する。

◇ 訴訟失効の損害賠償額『民法通則』第八十八条第二項第（二）号中の「猶予期間」の適用⁴⁶

当該項目を適用するにはまず、双方が書面または口頭でどのように報酬を支払うかについての契約または取り決めがあるという前提がなければならず、そのあとで当該契約の履行日についての取り決めについてみる。前提が存在しなければ、猶予期間の問題も存在しない。

その他の問題

◇ 発明者、考案者は事案に関する特許権の放棄、終了、無効をめぐる紛争の際に、企業に対し共同で特許権を保護する旨を通知するよう要求したが、このような主張は成立しうるか⁴⁷

第一審法院は、事案に関する特許権の放棄、終了、無効をめぐる紛争の処理は、特許権者自身の保有する知的財産権の処分権についての問題である。職務考案者が当該特許について保有する権利は法律によって規定された奨励及び報酬を受取る権利のみに限られており、双方で別の取り決めがある場合を除き、職務考案者は特許権の処分について、企業及びその他の特許権共有者に対していかなる要求や干渉及び影響力の行使も行うことができない。

◇ 違約側が職務技術及び技術サービス奨励金を倍にして返還するという取決めの効力について⁴⁸

違約側が職務技術及び技術サービス奨励金を倍にして返還するという双方の取決めについて、労働契約法は研修費用、競業を制限する補償金の規定を除き、雇用機関は労働者と、労働者が違約金を請け負うような取決めをしてはならない。しかし、職務技術と技術サービス奨励金については、特殊な労働関係でない場合においては労働標準の範囲を参照、執行することができ、この条項が有効かどうかは契約法による調整を受けるはずです。協定書の内容が双方の自発的な合意によって作成されたものであれば、取決めのないようは双方の真実の意志表示であるので、原告・被告のいずれも取決めどおりに履行すべきである。

⁴⁵判例 22

⁴⁶判例 22

⁴⁷判例 18

⁴⁸判例 5

◇ 協定の解除：不可抗力要素の判断⁴⁹

契約法と『協定書』の第17条の取り決めによると、被告は違約責任を引き受けるべきかどうかは協定を途中で解除する理由が不可抗力要素に属するかどうかを見なければならぬ。

本法院は、「被告が辞職を提出した時、被告はすでに60歳過ぎで、法定退職年齢を上回っていた、被告の労働能力鑑定は被告が辞職した2年後に行ったものであるが、被告が労働能力のほとんど失った原因である身体の場合というのは長きにわたって積み重ねられてきた過程である。被告が高齢であり、しかも身体の場合が優れないことを考えれば、原告のもとで業務をすることがすでに困難になっていたことは確かであり、業務に従事することができない原因は被告の身体状況によるものであり、被告の主観的な原因ではなく、原告は被告を雇用し業務に従事させるという契約目的を実現できなくなっていることから、『協定書』第17条の原告が支払った奨励金を倍にして返還する責任を負わなくて良いという条項をみたしており、被告は契約解除権を行使する条件を満たしているので、一方的に辞職を提起する権利があり、また違約責任を負わなくてよい。

⁴⁹判例5